

訪問看護サービス

契約書

重要事項説明書

御利用者名 _____ 様

だいかく病院訪問看護ステーション

訪問看護契約書

利用者_____様（以下「利用者」とします）とだいかく病院訪問看護ステーション（以下「事業所」とします）とは、訪問看護サービスの利用に関して、次のとおり契約を結びます。

第1条（目的）

事業所は、介護保険法等関係法の下に、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことを目的として訪問看護サービスを提供します。

第2条（契約期間）

1 この契約期間は、契約締結の日から、利用者の終了意志表示されるまでの期間とします。

ただし、第8条に定める契約の終了行為があった場合は、その定める日までとします。

ただし、旧契約の内容が変更される場合、および新しいサービス等について取り決めた場合は、付属の別紙添付用紙の該当欄に必要事項を記載し、記名押印します。

第3条（訪問看護計画書等）

1 事業所は、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえ、利用者の主治医の訪問看護指示書及び居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って、「訪問看護計画書」を作成し、そして「訪問看護計画書」に従って計画的にサービスを提供します。

2 事業所は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合、その変更が居宅サービス計画（ケアプラン）の範囲内で可能な時は、主治医に相談の上「訪問看護計画書」の変更等の対応を行います。

3 「訪問看護計画書」は主治医に随時報告します。

第4条（サービス提供の記録等）

事業所は、「訪問看護サービス記録書」等の記録を作成した後2年間はこれを適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

第5条（利用者負担金及びその滞納）

1 サービスに対する利用者負担金は、サービスごとに別紙に記載するとおりとします。なお、利用者負担金は関係法令に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用するものとします。

2 利用者が正当な理由なく事業所に支払うべき利用者負担金を3ヶ月分以上滞納した場合には、事業所は1ヶ月以内の期間を定めて督促し、期間満了までに利用料を支払わない場合には契約を解約する旨の催告をすることができます。

3 事業所は、前項に定める協議等の努力を行い、かつ第2項に定める期間が満了した場合には、文書によりこの契約を解約することができます。

第6条（利用者の解約権）

利用者は、事業所に対しいつでも1週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

第7条（事業所の解除権）

事業者は、利用者の著しい不信行為により契約を継続することが困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解約することができます。この場合、事業所は、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成した介護支援事業所にその旨を連絡します。

第8条（契約の終了）

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 第2条の規定により事前に更新の合意がなされないまま契約の有効期間が満了した場合
- 第5条の規定により事業所から解約の意思表示がなされた場合
- 第6条の規定により御利用者から解約の意思表示がなされ、かつ予告期間が満了した場合
- 第7条の規定により事業所から契約解除の意思表示がなされた場合
- 御利用者にサービスを提供できなくなった場合
 - ①主治医により訪問看護が必要ないと判断されたとき
 - ②利用者が介護保険施設や医療施設等に入所又は入院したとき
 - ③利用者が要介護認定を受けられなかったとき
 - ④利用者、家族等が事業所の職員に対し暴力やハラスメント全般行為を行い、状況の改善がなされない場合
 - ⑤利用者が死亡したとき

第9条（損害賠償）

事業所は、サービスの提供にあたって御利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を当社加入保険により賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

第10条（秘密保持）

1 事業所は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

2 あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

第11条（苦情対応）

1 利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業所、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

2 事業所は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。

3 事業所は、利用者が苦情申立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いをすることはありません。

第12条（契約外条項等）

この契約書は、介護保険法に基づくサービスを対象としたものですので、利用者がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約するものとします。

第13条（協議）

事業所及び利用者は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の内容の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとします。

第21条（社会情勢及び天災）

- 1) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、乙の義務の履行が難しい場合
日程、時間の調整をさせて頂く場合がある。
- 2) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、乙の義務の履行が遅延、
もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任を乙は負わないものとする。

年 月 日

〒 -

<利用者> 住 所 _____
氏 名 _____ 印
電 話 _____

〒 -

<上記代理人> 住 所 _____
氏 名 _____ 印
電 話 _____

(事業所) 所在地 大分県大分市明野高尾2丁目19番3号
事業所名 医療法人秀明会 だいかく病院訪問看護ステーション
代表者名 理事長 大角 崇史

説明者氏名 _____ 印

(注) 「代理人」とは、本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに御利用
者の立場に立って事業者との連絡調整等を行える方です。

訪問看護重要事項説明書

事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたい重要事項は次の通りです。

1. 事業所の概要

(1) 事業目的

要支援、要介護状態になられた方々に対し、心身の機能の維持回復を目指すとともに、可能な限り居宅においてその能力に応じ自立した生活を営む事ができるよう適切な訪問看護を提供することを目的とします。

(2) 運営方針

- ①利用者の要介護状態の軽減を図るとともに、その状態の悪化防止や要介護状態となることの予防に資するよう、生活上の目的を設定し、計画的に行うものとします。
- ②自らその提供する訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとします。
- ③訪問看護の提供に当たっては、主治医や介護支援専門員、関係市区町村、医療福祉機関等との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ④訪問看護の提供に当たっては、親切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、生活上の必要な事項について、理解しやすいように助言又は説明を行います。
- ⑤訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって行います。
- ⑥常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境などの的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行います。

(3) 事業所の種類

指定訪問看護事業所

(4) 事業所の名称・所在地及び電話番号

名 称	医療法人秀明会 だいかく病院訪問看護ステーション 代表者氏名 大角 崇史 平成22年 5月15日指定 大分県4460190244
所在地	〒870-0162 大分県大分市明野高尾2丁目19番3号 TEL (097) 567-0808 (直通) 097-569-8860 (病院代表) FAX (097) 551-0683

(5) サービスを提供できる地域

大分市

※上記地域以外にお住まいの方でも御希望の方はご相談ください。

(6) 従業者の職員体制

管理者	1名	
看護師	2.5名以上	うち管理者との兼務1名
理学療法士、作業療法士、言語聴覚氏	各1名	

(7) 職務内容

管理者・・・従業員の管理及び訪問看護の御利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。

又、従業員に運営に関する基準を遵守させる為に必要な指揮命令、技術指導などサービス内容の管理を行います。

看護職員・・・訪問看護サービスの実施を行います。

(8) 営業日及び営業時間

営業日 月～土

営業日 8:30～17:30

24時間連絡体制を実施していますので、その他の時間帯については、下記に連絡をお願い致します。

連絡先 097-567-0808

(9) 当事業所が提供するサービス

- ①病状、障害の観察、健康相談（血圧、熱、脈拍、呼吸などの測定、病気の観察と助言、食事指導、環境整備）
- ②日常生活の看護（清拭、洗髪、爪切り等による清潔の保持、入浴介助、食事、排泄介助）
- ③医師の指示による医療処置（褥瘡などの処置、吸引、胃ろう、在宅酸素、留置カテーテル等）
- ④認知症の看護（認知症の介護相談、悪化防止、事故防止の助言）
- ⑤精神的支援をはじめ総合的な看護
- ⑥住まいの療養環境の調整と支援
- ⑦苦痛の緩和と看護
- ⑧その他（家族の相談と支援、地域の社会資源の活用、介護用品の利用相談、住宅改善の相談）

(10) 利用料金

利用料：医療保険及び介護保険の法廷利用料に基づいた計算を行っています。 ＊別紙参照

支払い方法：毎月末締めとし、翌月15日ごろに請求書を発行いたします。翌々月の4日に引き落としとなります。請求書が届きましたらご確認いただき通帳へ利用料のご準備をお願いいたします。

例：4月分は5月中旬に請求書発行。6月4日に引き落としとなります。

(11) 緊急時の対応

サービス提供中に容体の変化等があった場合は、主治医、ご家族、居宅介護支援事業所等へ連絡を行います。

ご家族連絡先 氏名 _____（続柄） 電話 _____

主治医連絡先 氏名 _____ 電話 _____

(12) その他運営に関する重要事項

利用者が訪問看護師の変更を希望される場合にはできる限り対応しますので後記の責任者までご相談下さい。

2. 従業員の勤務体制

適宜交代制

3. 事故発生時の対応

ご家族・居宅介護支援事業所・関連機関への報告、対応を迅速に行います。

サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には当社加入保険「賠償責任保険＜訪問看護対応型＞の規程」によりその損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合にはこの限りではありません。ご不明な点は大小に関わらず担当看護師が責任者にお尋ね下さい。

4. サービス提供のキャンセル・苦情について

(1) サービス提供のキャンセル・時間変更はサービス提供前日までに御連絡下さい。御連絡がない場合には担当介護支援専門員に相談・了承の上、金1,000円を自費請求させていただきます。

(2) サービス提供への苦情につきましては、担当看護師か下記の責任者が窓口となり対応しますので御連絡下さい。

連絡先 責任者： だいかく病院 事務局
電話番号： 097-569-8860

(3) 当事業所以外にも市区町村、公的機関にて苦情申立等を行うことができます。

市区町村の連絡先 大分市役所内 長寿福祉課

電話番号 097-534-6111

公的機関の連絡先 大分県国民健康保険団体連合会

電話番号 097-534-8475

年 月 日

説明を受け同意をしました。

〒 -

<利用者> 住 所 _____

氏 名 _____ 印

電 話 _____

〒 -

<上記代理人> 住 所 _____

氏 名 _____ 印

電 話 _____

(事業所) 所在地 大分県大分市明野高尾2丁目19番3号

事業所名 医療法人秀明会 だいかく病院訪問看護ステーション

代表者名 理事長 大角 崇史

説明者氏名 _____ 印

(注) 「代理人」とは、本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに御利用者の立場に立って事業者との連絡調整等を行える方です。

*詳細はお気軽にお尋ねください。

訪問看護ステーション契約における個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲で使用する
ことに同意します。

記

1. 使用する目的

事業者が、医療法・介護保険法に関する法令に従い、私の居宅サービス計画に基づき、指定居宅
サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合。

2. 使用にあたっての条件

- ① 個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者
以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- ② 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

3. 個人情報の使用内容

- ① 利用者様に提供する医療・介護サービス
- ② 医療・介護保険請求のための事務
- ③ 当事業所の行う管理運営業務（会計・経理・事故報告・サービスの質向上等）
- ④ 他の医療機関・介護機関との連携
- ⑤ 家族等への状況説明
- ⑥ 行政機関等、法令に基づく照会・確認
- ⑦ 賠償責任保険等に係わる専門機関、保険会社への届出、相談
- ⑧ その他公益に資する運営業務（基礎資料の作成、実習への協力・職員研修等）

4. 使用する期間

「だいかく病院訪問看護ステーション」と私（または代理人）の間に交わされた利用契約書に定め
た期間に限るものとし、利用契約書が解消された後は私（利用者）及び家族に関する個人情報の使用
は認めない。

年 月 日

利用 者

氏名 _____ 印

家族及び上記代理人（代理人を選定した場合）

氏名 _____ 印

だいかく病院訪問看護ステーション

管 理 者 坂 本 理 恵 殿

別紙 1

<料金について>

利用料：診療報酬により計算

診療内容	算定回数等	診療金額
訪問看護管理療養費（月の初日の訪問）	1回	7,710円
訪問看護管理療養費（2回目以降の訪問）	1日につき	3,010円
訪問看護基本療養費Ⅰ（1日につき）	週3日目まで	5,550円
	週4日目以降	6,550円
訪問看護基本療養費Ⅱ （同一日に2人まで）	週3日目まで	5,550円
訪問看護基本療養費Ⅱ（同一に2人まで）	週4日目以降	6,550円
訪問看護基本療養費Ⅱ （同一日に3人以上9人以下）	週3日目まで	2,780円
	週4日目以降	3,280円
訪問看護基本療養Ⅲ	入院中1回 （基準告示第2の1に 規定する疾病等な2回）	8,500円
難病等複数回訪問看護加算 難病等複数回訪問看護加算 緊急訪問看護加算（在宅療養支援診療所の 主治医）	1日に2回の場合	4,500円
	1日に3回の場合	8,000円
	月14日目まで	2,650円
	月15日以降	2,000円
長時間訪問看護加算	週1日	5,200円
複数名訪問看護加算	週1日	4,500円
夜間・早朝訪問看護加算	1回につき	2,100円
深夜訪問看護加算	1回につき	4,200円
24時間対応体制加算（届け出）	月1回	6,800円
・特別管理加算（1月につき）Ⅰ	月1回	5,000円
・特別管理加算（1月につき）Ⅱ	月1回	2,500円
退院支援指導加算	退院後翌日以降の 初回訪問時	6,000円
在宅患者連携指導加算	月1回	3,000円
在宅患者緊急時カンファレンス加算	月2回	2,000円
訪問看護ターミナルケア加算		20,000円
訪問看護情報提供療養加算	月1回	1,500円
訪問看護物価対応料	1:月の初日訪問 60円 2:月の2回目以降訪問 20円	
訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ	月1回	1,830円

*保険証の負担割合、公費により自己負担額は異なります。

*その他のサービスの加算料金

死後の処置料	(基本料金) 10,000円 (税抜き)	
キャンセル料（当日の場合のみ）	1000円	(税抜き)
自費分 30分超える毎に	1000円	(税抜き)